

臨時第1号

Fukuchi Town Council News



福智町議会だより

旧赤池町立病院跡地売却に関する調査特別委員会(100条委員会)中間報告



写真：旧赤池町立病院跡地

ご意見等がございましたら、
調査特別委員会までよろしくお願いたします

- 議会新年挨拶…………… 2ページ
- 調査特別委員会名簿…………… 2ページ
- 調査特別委員会経過…………… 2ページ
- 委員の見解…………… 3～8ページ

一 調査、証人尋問から見た事

調査特別委員会 委員長 渡邊 文敏

- 町長の「公募に問題があった」と言う発言について職員に尋ねると「期間が短すぎる」と、また「決めたのは誰ですか」と尋ねると「最終的には町長です」という証言がありました。
- 「公募に福祉施設か医療機関と決めていたのは誰ですか」と職員に尋ねると「町長です」という証言がありました。
- 「何故、一般の町民では駄目だったのですか」の問いには「わかりません」という回答や「病院跡地の為」という証言もありました。
- 「福智町土地活用委員会では何を審議したのですか」の問いには「応募の内容を協議した」との証言と、価格についての問いには「議論はしなかった」との証言がありました。「最終的には町長が決めた」という証言もありました。
- 「いつごろ鑑定評価をしたのですか」の問いには「平成23年1月5日に鑑定評価額が提出されたが書き直して、1月10日に再提出した」と証言があり、平成22年12月の起案書の中では同じ評価額で記載されている。この事からして始めから決めていたと考えられます。
- 「実際の契約価格が公募の価格より安くなっている」との問いには「最終的には町長が決めた」と証言している。また「価格にも問題があった」と町長は言っていたのですがの問いには「安いと思います」との証言もありました。最終的には一坪当たり22,900円位はなっています。
- 未だに、契約もしていない区画の購入予定の病院は「7万円でも8万円でも購入したい」と言っていますがの問いには「高い方が良いと思います」と証言がありました。
- 「周辺地域の同意は取れているのですか」の問いには「同意はない」との証言がありましたが、土地活用審査委員会での選定基準及び審査項目には、地元区長などの同意が必要だと明記されています。
- この場所には、旧赤池町立病院のリハビリ棟があり、この建物も無償で提供する様になっています。この建物は平成20年の鑑定評価では836万円の評価額がありますが、町長は町民の財産を独断で無償にしています。
- この調査特別委員会の調査中に、属議長の知人でもあり町長の知人でもある方を間に入れて、幾度か話し合いをしたと言う事が委員会で明らかになりました。その内容から上野にある天郷老人ホームを議長に提供するので、この委員会を取り下げてもらいたい為ではなかったのではないかと考えられます。

以上は委員会の調査で明らかになった一部ではあります。

この問題は、町長自ら「白紙にする」と議会で宣言をし、新聞にも掲載されましたが、この時点では既に土地の売買契約は締結されており、その後も町長自ら売却を推し進めた行為は、議会を冒瀆し、又、町民に対する暴挙であり、町民の財産を執行権の力で勝手に売却し町に与えた損害は背任行為になるのではないかと考えられます。

一 問題点

調査特別委員会 副委員長 日比生 洋一

- 不動産鑑定士が1社のみ。
 - 内容に何ら市場を限定するものでなく、価格の種類は正常価格とある事。
 - 減価額が40%近いのは何故か。
 - 町が土地を購入する場合、標準より高い価格。(買値、売値の差)
 - 町長は売り値が妥当と言っているが他の執行部のほとんどが安いと言っている。
 - 他の町有地等がなかなか売れなくなる。(分譲地等)
 - 雇用につながると言われた事。(町内から雇用)
 - 造成費の分が掛かっていない事。
 - 他の施設関係者に配慮がない。(特に福智町内で以前から申し込みをしている者)
 - 起案書と広報誌との日付けのズレ。
 - 平成20年9月の鑑定評価で800万円以上の価値があった建物が、平成23年1月の鑑定には建物評価が含まれていない。
- 以上の事項を踏まえて考えると、町民の財産を自分勝手であり議会を軽視し財政に損害を与える事と思断じて許されないことと思います。

一 見解

調査特別委員会 委員 磯崎 正榮

100条委員会の証人・参考人の証言と関連資料の提出がありました。平成23年2月の公募以前から、すでに決めた内容で進めた感があり、売却価格・公平性・透明性に欠けており、納得できるものではありません。今後の町有財産売却にも影響を与えます。

年頭のごあいさつ

福智町議会

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、未曾有の被害を生んだ東日本大震災、福島原発事故、そして台風による紀伊半島での甚大な被害と、日本は大災害の年でありました。

景気は足踏み状態が続く中、東日本大震災による影響は大きく、地域経済の先行きへの不透明感はますます強まり、地方自治体もまたその影響を色濃く受け、雇用情勢の悪化、少子高齢化の進行など多くの問題に直面し、厳しい状況が続いています。

福智町としましても、厳しい財政状況が続いており『財政改革』『公共施設の統廃合』『税の滞納問題』等々、早急に取り組まなければならない問題が山積しています。またご承知のように、現在二つの調査特別委員会(100条委員会)が設置されていますが、町政に対し厳しく対応していく所存であります。

我々議会といたしましては、将来の福智町を見据え、町民の皆さまからの付託に応えられるよう邁進し、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、町民の皆さまのご支援・ご力をいただきますよう、お願い申し上げますと共に、新しい年が皆さま方にとりまして輝かしいものでありますよう、ご祈念いたします。

最後に、東日本大震災、福島原発事故により被災された全ての皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

調査特別委員会名簿

委員長	渡邊 文敏	副委員長	日比生 洋一
委員	磯崎 正榮 磯藤 朝辰 堀 江 政	楠 木 植 皆 野 村 田 川 矢 木 植 皆	則 文 治 昭 司 静 博 幸 年 高 片 属 大 安 岡 島 永 文 公 勇 榮 雄 弘 夫 一

旧赤池町立病院跡地売却に関する調査特別委員会 これまでの経過

- 第1回 《平成23年9月28日》
今後の日程や関係人の選考等について協議しました。
- 第2回 《10月3日》
2名の証人尋問を行いました。
- 第3回 《10月7日》
6名の証人尋問を行いました。
- 第4回 《10月13日》
2名の証人尋問を行いました。また、2名より説明を受けました。
- 第5回 《10月19日》
2名の証人尋問を行いました。また、2名より説明を受けました。
- 第6回 《11月12日》
3名の証人尋問を行いました。
- 第7回 《11月15日》
2名の証人尋問を行いました。
- 第8回 《11月19日》
2名の証人尋問を行いました。
- 第9回 《12月8日》
中間報告のまとめについて協議しました。

― 問題点 ―

調査特別委員会 委員 堀江 政洋

- ① 公募実施時について … 副町長などに意見指示など一切なく、町長独断で決め一定の人を対象にしていると思えない。
- ② 審査委員会について … 鑑定どおりの売却価格についての議論もしていない。何のためにつくったのか、形だけにしか思えない。議員も入り、また議会に報告をするべきである。
- ③ ずい道について … ずい道は売るべきではないと思う。生きているずい道を売って後でトラブルが発生することがあった時どのような対応をするか、ましては公共物であり売るという事は考えられない。
- ④ リハビリ棟について … 平成20年度の鑑定時には、積算価格\8,000,000円 鑑定価格\4,000,000円と価格が出ているものを今回譲渡している。

― 見解 ―

公募実施時に副町長などの意見、指示もなく、公募期間も短く議会に報告なし、議事を軽視し、町長独断、専行、決定したことに対して憤りを感じる。

ずい道は公共物であります。そのずい道を個人に引渡しています。ずい道の周囲は売ることは出来ないと考えます。リハビリ棟も積算価格があるのにも関わらず譲渡しています。

町長は白紙撤回と言ったにも関わらず契約を進めている。町長の独断と偏見に憤りを感じます。

― 問題点 ―

調査特別委員会 委員 楠木 静則

- ① 鑑定士という仕事は、どのようなものなのか。
- ② 職員は町長に対して不信感を抱いているため、意欲がない依頼された物に対して、相手のいいなりの金額を出すのか。きちんとした鑑定のもとにするのか。
- ③ 職員としては、上司に対して意見を言えるようになってほしい。この鑑定士に対して、不信感を抱かざるを得ない。
- ④ 情報を把握していたのに、町議員として事前に注意なり議会に報告をしてもらいたかった。

― 見解 ―

どのように考えても、土地の単価は安すぎると思う。一部の社会福祉法人が優遇されているように思える。

調査特別委員会委員 矢野 博文

問題の発端は9月議会最中、平成23年9月6日赤池病院跡地売買契約が行われ、土地代が22,900円とあまりにも安く売買契約が結ばれた事が発覚。その後、一度は町長が白紙撤回の意を唱え終息しようだったが、終始一貫町長は正当化を主張しているの、100条特別調査委員会に至った次第です。

私達議員は町政の監査役でもあり、町長との意見の相違があるのが当たり前であれば町長は職員をいじめないでとか、町民に議員からいじめられているみたいな事を言い正当化を主張している。

ならば、町長が正しいと思っているのならば議会のさなか白紙撤回、最終議会の前日まで執行部及び第3者の中に入れ、交渉する必要があったのか。

この跡地は、町長の個人の物ではなくあくまで福智町町民の財産であり、不当な値段で売買しなくても妥当な価格でも買いたい人がいるのになぜ、町民の財産を安く売買しなければならないのかが疑問である。

― 鑑定士についての疑問 ―

- ① 平成22年12月27日付け契約。鑑定評価書、発行日付平成23年1月5日実質1月10日提出。年末年始の最中、福岡から来たのか?
- ② 造成費減価25%、工事期間減価6%、建付減価10%、減価できる所すべてしている。減価比率41%。
- ③ 平成22年12月27日病院等は存在しない事。よって、減価対象はなし。平成17年11月18日病院本館棟解体工事。
- ④ リハビリ棟に関して … 同鑑定士(八木氏)によると、平成20年9月22日に800万円と評価している。建付減価10%は?

⑤	リハビリ棟	8,000,000円	不動産鑑定委託費	147,000円
	病院本館棟解体工事費	21,974,400円	分筆測量業務委託料	210,000円
	土地整備工事費	4,620,000円	試掘工事費	908,250円
	合計	35,859,650円	よって、福智町町民の財産が無法に処分されようとしている状態です。	

― 今後の対応案 ―

今後の問題を残さないように、条例を修正・追加すべきではないかと考えます。

(条例文 抜粋)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
平成18年3月6日
条例第50号

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円を下らない不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

- (1) 条例の修正 … 条文の内容から不動産・動産・買入れ・売払いと4種の不動産の信託の受益権の買入れ・売払いの2種、合計6種類の解釈であり、解釈がまぎらわしい。
そのため、3条の文を項目ごとに記述する。
- (2) 条例の追加 … 今回の問題のように「売払い700万円以上かつ土地面積5,000㎡」を議会の議決が必要としています。これ以下の売払いも、福智町の条例に追加すべきと思います。
【案として】土地・家屋は町評価基準額の一定率(1.2~1.8倍など審議する必要があります)以下で売買するときは、議会の承認を得る。
- (3) 「議会だより」に経過報告と対応を報告する。

― 見解 ―

調査特別委員会 委員 篠原 茂幸

保証金の支払い最終日である、10月31日の町当局の対応を見なければ分かりませんが、公募による入札価格の公表(広報2月号)と不動産鑑定士の報告を鵜呑みにし、鑑定評価通り決定していること、同時に2区画のもう一方の当事者には当選通知だけ出して放置していることなど、どうしても片手落ちと思えない。これまでの調査で違法、不適当な事実がかなり明らかになってきたが、今後の是正、改善策として、町民の共有財産を処分する場合は金額の多少に関わらず議会に報告義務を課すべきことを条例改正も含め強く申し入れる必要がある。

― 問題点 ―

調査特別委員会 委員 朝部 壽

- ① 公募について、今年2月号に広報ふくちに売却の方法、単価等の掲載はされてはいたが、全町民に行き届いていたのか疑問に思う。
- ② 公募期間が、10日間と非常に短く他の社会福祉法人(93施設)に、届いてなかったと考える。
- ③ 売却価格は、近隣地域の価格を考えると非常に安くまた、評価額より低く売買するのは、如何なものか、リハビリ棟の建物についてもH20年9月の鑑定では、836万円の評価が在ったのに、3年余りで0円評価になっている。
- ④ 鑑定の依頼についても、起案~決裁~施行及び見積、契約すべてが同日付(H20.9.10)で行われている事。また、鑑定の仕方は1社のみで、何社か依頼し総合的に価格を決定するべきでは、なかったのかと思う。正当な価格とは到底考えにくいと思います。
- ⑤ 9月定例会一般質問の冒頭、旧赤池病院跡地の売却について、渡邊議員より100条の動議をかけられ、これに対し町長は、売却及び契約に問題が在った反省し白紙撤回ということで対処していくと発言をしていたこと。

― 見解 ―

- ① 町財政を考えると当然、土地・建物等の売却は、大切では在るが、今回の様な鑑定、公募の仕方及び売買価格は全町民(福祉法人を含む)の誰が考えても納得出来る事ではない。
- ② 今後の公有地は売却しにくいし、マイナスで在ると考える。また、共有財産であり売却に関する条例の一部を改正し議会及び町民の承認を得られる様、情報公開をすべきである。
- ③ 町の最高責任者で在る町長の言動は非常に重いものがあり、従って本会議の中での白紙撤回をすると発言をしたにも拘らず、その後、議事を軽視し何ら説明もなく「妥当だ、妥当だ」と言って粛々と契約の履行を行うことは、民意に背くものである。
- ④ 今回の事件に対して町長は、何らかの方法できちんと議会及び町民に説明責任を果たすべきで在り、それが最高責任者としての責務で在ろうと考える。

物件2 (A イ+ニ)

赤池298番12 更地	1,239.07㎡	16,600,000円	13,400円/㎡ (44,298円/坪)
建付地	960㎡	10,900,000円	11,400円/㎡ (37,686円/坪)
土地計	2,199.07㎡	27,500,000円	12,505円/㎡ (41,340円/坪)
リハビリ棟	309.66㎡	8,360,000円	- リフォーム費 4,000,000円 = 4,000,000円
合計		16,600,000 + 10,900,000 + 4,000,000 = 31,500,000円	
総合計		17,700,000 + 31,500,000 = 49,200,000円	(平成20年9月鑑定結果)

以上のように、片方のみ安い価格である。明らかに意図的に安価な価格にて売却を謀ったとしか思えない。

売買契約 平成23年9月 社会福祉法人 豊徳会 理事長 芦馬廣徳

所在 福智町赤池240番4 宅地 1,832.42㎡ 売買金額 12,694,500円

浦田町長の証言内容からして第1回目の鑑定評価を参考にしていない。そうであるなら

土地 1,832.42㎡ × 12,505円 = 22,914,412円

建物 (リフォーム代金引き) 4,000,000円 合計 26,914,412円

この位の金額が最低価格ではないのか。また11月15日、第7回調査特別委員会に於いて証人・属議長より、初回の調査特別委員会開催前に委員会開催阻止に向けて属議長に対し裏工作が行われていた事が、次の証人である元町議よりその事実が裏付けられた。内容は、天郷老人ホームの運営権譲渡について。

以上簡単ではありますが(細かい内容は省略します)見解を報告致します。

— 問題点 —

調査特別委員会 委員 植田 年昭

- ① 土地の鑑定については、1社のみ鑑定ではなく2社 もしくは3社の鑑定によって土地の売却単価を決めるべきではなかったか。
- ② 土地の売却単価については、市場単価とのあまりにも開きがあり町民が納得する単価とは思えない。

— 見解 —

調査特別委員会 委員 皆川 高司

9月定例会の冒頭、町有地売却問題を指摘され、町長は「白紙撤回する」と答弁した。その場しのぎの軽率な答弁だったと思う。しかし売却の方法、価格には少し課題が残るが慎重に対応してほしい。又この特別委員会を穏便にということととった行動は、証言の中で明かされている。そのような行為は町民を裏切る背信行為といわざるを得ない。

— 問題点 —

調査特別委員会 委員 片岡 文雄

- ① 鑑定評価が安価であり、全町に関わることである。
- ② 公募について、期間が短く、周知の範囲が単純である。
- ③ 土地活用審査委員会及び各委員会の形がい化
- ④ 町長の町議会無視、又、独断専行がこのような事態を招いている。
- ⑤ 地方自治法第237条(財産の管理及び処分)及び238条(公有財産の範囲及び分類)の遵守

— 見解 —

上記の問題点は、政治倫理に触れると思われる。

— 見解 —

調査特別委員会 委員 安永 栄一

町有地は、町民の貴重な財産です。町長は、町民に代わって売却するには、少なくとも議会の同意を得なければなりません。町長の特権だけで売却することは、不正の温床になりかねません。過去の惨憺たる不正事例を多くの町民が知るところです。町長の執行権は、議会紛糾時の例外的な権限であると、町長は認識すべきです。今回の旧赤池町立病院跡地の売却については、売却の方法と価格に、理解し難く疑問があります。町長が本当に町民の利益を考えて土地を売却しようとしたのでしょうか。公開応札の機会を広げ十分に時間をかけたと言えるでしょうか。町長が執行権の名のもとに、単独判断で売却することは、もはや時代錯誤と言わざるを得ません。

過去、旧赤池町が長年に渡り不名誉な赤字団体に陥り、どれほど町民のプライドを傷つけたことか。町民の土地です、少しでも高く売ってあげるのは当然のことです。議会無視、町民無視の愚行としか言いようがありません。

何故、議会にかけ、どうしたら高く売れるのか議論しないのでしょうか。町民の皆様へ問題を提起する次第です。

- ⑥ 旧赤池町立病院跡地売却案件審査委員6名いますが、土地評価について誰1人も口を出さず町長独断で決めたと口をそろえていました。町長いわく鑑定士に基づいてと言いますが如何なものかと思えます。

【申込期間】2月7日～2月16日期間が短くはないか?

【土地利用の条件】社会福祉事業を行うための施設。医療機関としての利活用とあるが、隣接した土地を旧赤池町の時に建設会社と個人に売買している。原則、公募提案型による売り払い(2工区)。ただし、購入面積の増減については、相談に応じます。

社会福祉法人	A イ 8,140円	A ニ 9,980円
介護福祉事業	A イ 11,111円	A ニ 11,000円

介護福祉事業の方が高い評価をしている。面積の増減については、そういう段に応じていない。

- ⑦ 町長の個人資産ではなく、町民の財産です。皆さん立ち上がろうではありませんか。住民監査請求を起こされても、粛々と遂行する町長は要りません! 天上、天下、唯我独尊はさせません。

— 旧町立病院跡地売却について —

調査特別委員会 委員 木村 幸治

売却先社会福祉法人 豊徳会 に対する売却は、最初から売却単価・リハビリ施設無料等初めから安く売却を目的に手続きを踏ったとしか思われぬ手続きである。

- ① 売り払い物件 旧赤池町立病院跡地

	物件番号	地番	地目	公募地籍	最低価格
	A イ	240番地の一部	宅地	894㎡(リハビリ棟)	8,140円/㎡ (26,909円/坪)
	ニ			809㎡(更地)	9,980円/㎡ (32,992円/坪)
応募者 価格条件	A イ	240番地の一部	宅地	894㎡(リハビリ棟)	8,140円/㎡ 7,277,160円
	ニ			809㎡(更地)	9,980円/㎡ 8,073,820円
				【購入希望金額】	1,703㎡ 15,350,980円

契約条件 地下に水路が有りこの部分無償その他傾斜地等価格下げ

最終契約価格	12,694,500円	地籍	1,832.42㎡	7,321円/㎡ (24,202円/坪)
リハビリ棟・水路敷地無償				

	物件番号	地番	地目	公募地籍	最低価格
	B ロ	240番地の一部	宅地	1,085㎡(更地)	10,100円/㎡ (33,388円/坪)
	ハ			809㎡(更地)	9,600円/㎡ (31,736円/坪)
応募者 価格条件	B ロ	240番地の一部	宅地	1,085㎡(更地)	10,200円/㎡ 11,067,000円
	ハ			809㎡(更地)	9,700円/㎡ 7,847,300円
				【購入希望金額】	1,894㎡ 18,914,300円

未契約(選定済み)

公募にするにあたって、最低価格は平成22年12月27日に財政課が以前取引のあった不動産鑑定士に電話で鑑定依頼をした。その鑑定価格を元に最低価格を決定したと説明していた。

鑑定結果は、**最低価格の金額通り** **リハビリ棟 無価値**

— 疑問点 —

平成22年12月21日 起案(伺)22日決済 2月7日施行

件名 町有地の公募による売却の伴う広報への記載について(お伺い)

このことについて、**別紙(チラシ)**のとおり町有地を公募提案型により売却したく、広報に記載するものです。

別紙チラシ内容

平成22年12月21日起案 この時すでに最低価格を記載済みであった。10月19日の証人尋問で浦田町長は最低制限価格は平成20年の鑑定士による価格を参考としたと証言。鑑定士は、平成22年12月27日に依頼した鑑定士と同じ業者であった。

しかしこの時の鑑定結果は(平成20年9月22日)

物件1 (B ロ+ハ)

赤池240番1 更地 1,818.18㎡ 17,700,000円 9,740円/㎡ (32,198円/坪)

一 町民の声を先ず

調査特別委員会 委員 大島 勇夫

- ① 病院跡地は旧赤池町部地区の避難場所に確保してほしいと頼んでいた。
- ② 赤池駅を利用する住民は、駐車する場所が無くなるので困ると嘆いていた。
- ③ 病院跡地の売却価格を聞いてびっくりしている。今回の坪22,900円や以前に建設会社に売った坪18,000円等の話を聞き、近隣の町の土地を希望される人達がこんなに安く買うことが出来るなら早く買いたいと言っている。
- ④ 現在、議会と行政が争っているので売買はしばらく待ってほしいと言われた方もいる。
- ⑤ 地下に排水溝とか障害物等が埋設されている場所は、売ることは出来ないはずなのに元OBの職員が言っている。
- ⑥ 「宅建」免許を持っている人で赤池ニュータウン等の土地売買に携っている人が坪22,900円では安すぎる。せめて坪50,000円以上で売らないと、と言っている。
- ⑦ 町長の後援会で町長に近い人達は、議会がそんなに攻めるなら「天下の宝刀」を出せば黙るのにも言っている。
- ⑧ 又、町長は不信任を待っているといって電話が掛かってくる。
- ⑨ 議会や委員会で議員からいくら言われようと、その場を凌げば後は何とでもなると思っているらしいと言う声を聞く。
- ⑩ 浦田町長もこれだけ議会で言われ、非難の声を浴びせられても人の前で平気な顔で話が出来…神経を疑いたくなるという人が多くなった。
- ⑪ 町は買うより売の方が神経を使わなければならないのにと云うOBがいた。

一 見解

9月の決算特別委員会の席で、町立病院跡地問題を取り上げて、財政課長に質問すると、すでに売却の方向で進んでいると聞き、びっくり。私は当初からこの場所については、赤池町部住民の避難場所として、又赤池駅乗降客の通勤通学者の駐車場として残して欲しいこと。そして、この土地の中に排水路が走っていることから、先に水路変更をしてこの周辺の大雨の時の道路冠水を未然に防ぐ工事を急いで欲しいと頼んでいたにもかかわらず、全く無視した形で売却に走っていることに対し、残念でならない。併せて申し上げるならば、「上野天郷荘」老人ホームを100条委員会を取り止めてもらいたいが為に属議長に提供するので何とか思い直してほしいとお願いされたと聞き、またまたびっくり。町民の財産を守るべき最高責任者が、ひとりよがりでごう云う事を決めるのかと思うと、先々を考えると不安になる。

調査特別委員会 委員 属 公弘

ご承知の様に、九月議会に於いて旧赤池町立病院跡地、低価格に係わる売却問題で調査特別委員会が設けられ調査中に、またしても方城東ヶ丘地区の土地売却問題が表面化すると云った次第で、余りにも我々議会を軽視した浦田町長の独断的な経緯には、ただ啞然とせざるを得ない……

中でも、土地分筆登記等々に、あれこれ職員に指示係わらせると云った内容も判明している……

何かと云えばあれもこれも妥当だ、妥当だ……

粛々と進めると云った言葉を繰り返すのみ……

一片の反省すら、垣間見る事ができない。

さかのぼれば、ここ二、三年間だけでも町民の鬨聲(ひんしゅく)をかけた問題をあげるなら、古門高木橋線工事に係わる法外な補償費の不当支出、あるいは、ほうじよう温泉ふじ湯の里、支配人による不正、議員全員協議会による真相究明問題、或いは、かの方城赤池小中学校合同給食センター建設費十一億に達する、とてつもない物件を一議員になすがままに託すと云った浦田町長特有の方向性には決して理解ができない。町民はただ啞然とせざるを得ないと云った有り様です。

聞けば、浦田弘二町長の女癖の悪さも又、定評つきだが、先般、右翼の方が庁舎に見えて町長宛の抗議活動あるいは街宣活動に移ると云った事案を生じ、議員の嘲笑を誘ったことも有る。云わば、紛れも無い福智町の最高責任者である町長も願わくば身を律した行動を取るべきだと厳しく提言したい。

我々議員も改めてこうした諸問題を思い起こす次第です。

勿論、私、個人としても無力で責任の無さを、ひしひしと痛感するのみです。

しかしながらただじっと見ているだけでは無く、改めて一刻も早く町政刷新に向け我々議会はもとより町職員、全町民をあげて立ち上がる時期が来たのではないでしょうか。

色んな思いを回顧反省しながら、法を恐れぬヤカラに必ずや法の鉄槌が下る……

其の日を楽しみに一応ペンを置く事にする。